

# 会費に関する規定

定款第 6 条に基づき Japanisches Institut in Muenchen e.V.の入会金及び会費を下記の通り定める。

1. 名誉会員

入会金及び会費の支払いを免除する。

2. 正会員

入会金及び会費を下記の通り納入する。

入会金は幼児・児童・生徒毎に入園・入学に際して支払う。

入会金	会費（ひとりあたり月額）
100 ユーロ	95 ユーロ

会費は 3 ヶ月分を四半期毎（4 月、7 月、10 月、1 月）に銀行引き落としにより納入する。

3. 退学に関して

- (1) 定款第 5 条に基づくものとし、既に納入された会費の返還は行われない。
- (2) 再入学する際にも入会金を支払う。

4. 休学に関して

休学制度は設けていない。

5. その他

- (1) 退会・退学届は四半期毎の会費の引き落としの 1 ヶ月前まで（2 月末、5 月末、8 月末、11 月末）に提出しなければならない。
- (2) 会費を 3 ヶ月以上滞納し、運営委員会からの二度の支払い督促勧告に応じない正会員は、定款第 5 条の規定に基づいて除名される事がある。

2007.02.10 会員総会にて改定	2021.02.27 会員総会にて改定
2011.02.12 会員総会にて改定	2022.02.19 会員総会にて改定
2016.02.06 会員総会にて改定	2023.02.04 会員総会にて改定
2017.03.11 臨時総会にて改定	2024.02.10 会員総会にて改定
2020.02.08 会員総会にて改定	